庶務諸給与事務

(2) 特殊勤務手当実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
守口東高等学校		者が、特殊勤務手当(じたものがあった。 過払支給期間 平成29年6月	の実績報告内容を 既支給額 17,100円	を確認せずに承認し 正規支給額 16,400円	したため、手当の 過払支給額 700円	検出事項について速やかに是正措置を講じられたい。 また、直接監督責任者は総務事務システムにより、教員の特殊勤務実績及びその報告内容に誤りがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。	について、過払支給額を戻入した。 今後は、直接監督責任者が教員の 特殊勤務実績及びその報告内容を確

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月5日)